



2022年5月19日

各位

会社名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 石田 博一
(コード番号 1961 東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役常務執行役員
総務人事本部長 福井 博俊
(TEL 03-6367-7082)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月23日開催予定の第98回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（社外監査役を含みます。以下「対象監査役」といいます。また、対象取締役とあわせて「対象取締役等」と総称します。）を対象に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役等に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額650百万円以内、うち社外取締役の報酬額については、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、上記報酬額650百万円の範囲内において、年額100百万円以内と決議いただいております。さらに、2013年6月26日開催の第89回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を報酬枠の範囲内、上限年500個（新株予約権1個につき100株、社外取締役は付与対象外）として割り当てることを決議いただいております。なお、会社法改正を踏まえ、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会において改めて新株予約権の取得条項を含めて同内容にて決議いただいております。また、監査役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役等に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本株主総会において対象取締役に対する本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、以後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

2. 本制度の概要

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度は、導入の目的に鑑み、対象取締役等の役位・役割に基づき付与株式数を定め、かつ業績によって付与株式数が変動しない譲渡制限付株式報酬といたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額170百万円以内（うち社外取締役

分は年額 20 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、対象監査役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 20 百万円以内といたします。各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会又は監査役の協議において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、対象取締役に対して年 85,000 株以内（うち社外取締役分は年 10,000 株以内）、対象監査役に対して年 10,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において対象取締役に対する本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上